

郡山市固定資産税及び都市計画税に係る返還金の支払事務取扱要領

この要領は、郡山市固定資産税及び都市計画税に係る返還金の支払要綱（平成8年1月30日制定。以下「要綱」という。）に基づき、同税に係る返還金支払事務について、具体的な取扱いを定めるものとする。

1 返還金支払事務に係る原則

返還金支払事務は、要綱に定めるもののほか、この要領による。

2 還付不能金の算出

次の方法により各年度分の還付不能金を算出する。

- (1) 土地、家屋及び償却資産の更正前課税標準額
過誤納金に係る当該物件の課税台帳に登録されている課税標準額とする。
- (2) 土地、家屋及び償却資産の更正後課税標準額
本来の課税標準額となるべき課税標準額とする。
- (3) 土地、家屋及び償却資産の差引課税標準額
更正前課税標準額から更正後課税標準額を差引いた課税標準額とする。
- (4) 還付不能金に係る課税標準額
土地、家屋及び償却資産の差引課税標準額を合計した後、千円未満の端数を切り捨てた課税標準額とする。
- (5) 固定資産税に係る還付不能金
還付不能金に係る課税標準額に固定資産税率（1.4/100）を乗じた後、百円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (6) 都市計画税に係る還付不能金
還付不能金に係る課税標準額に都市計画税率（0.3/100）を乗じた後、百円未満の端数を切り捨てた額とする。

3 還付不能金に係る利息相当額の算出

- (1) 始期は納付日の翌日とし、終期は支出命令日とする。
- (2) 利息計算は（還付不能金×日数×要綱第4条第2号に規定する割合）/365 とする。
- (3) 利息の額を計算する場合において、その計算の基礎となる還付不能金に千円未満の端数があるとき、又はその還付不能金の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- (4) 利息の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の取扱い

延滞金は還付しない。

5 返還金事務及び事務の所管

(1) 還付不能金の算定	資産税課
(2) 納付状況の確認	資産税課
(3) 還付不能金に係る利息額の算定	収納課
(4) 返還金支払通知書の作成	収納課
(5) 予算差引	収納課
(6) 支出命令	収納課

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。